

史料紹介

本所々蔵「長福寺文書」について

黒川高明

本文書は昭和五十年一月、文京区湯島二丁目に在任の島本松雄氏によつて寄贈されたものである。

長福寺(京都市右京区梅津中村町)は現在、臨済宗南禅寺派に属する寺院であるが、創建当時は天台宗であり、南北朝期に豊前左衛門清景が堂宇を建興して、月林道皎を請じて中興開山とし、この時臨済宗に転じたものである。

長福寺文書は、現在同寺に所蔵される文書と、東京大学文学部国史研究室、及び島本氏寄贈の長福寺文書等の二様に大別される。長福寺所蔵文書は繪旨・院宣を始め、寺領諸職の相伝に関する文書類であり、本所に架蔵される影写本四冊(一九六六)がこれにあたる。また国史研究所の所蔵する文書は、長福寺が所領の集積を行なう過程を示す売券と、それに伴なう証書類が主なもので、平安末期より江戸期に至る文書類である。島本氏寄贈の文書は左に示すように、弘長三年十二月十六日付智性田地売券より始まり、文明肆季八月一日付慈相寄進状に至る十七点であるが、国史研究室所蔵文書と類を同じくする文書と考えられる。

一 智性田地売券(一紙)

(端裏書)
「ゆてんのてつき□まら」
賣渡廣隆寺湯田事

合貳段者

右件田地者、智性相傳私領也、而依有要用、尼妙音房手繼證文三通相具、直錢拾陸貫文ニ、限永代所賣渡實也、若不慮外、彼田類出来者、本錢拾陸貫ヲ可弁者也、但證文ニ見湯田參田(段ノ)、雖然參段之内貳段ヲ所賣渡也、

仍證文之状如件、

弘長三年十二月十六日

(繼目裏花押)

智性(花押)

二 国光田地讓状(二紙)

(繼目裏花押)

譲与 しりやう田地の事

合貳町陸段者

右件田畠者、国光かせんそさうてんのしりやうなり、仍本けんてつきをあいしくして、しそく与一ひやうゑせうになかくゆつりあたうるところ実也、此日にさらにたのさまたけあるへからず、よてゆつり状件(端裏書)、

文永五年七月三日

(繼目裏花押)

国光(花押)

三 源香田地売券

(端裏書)
「野遠里卅二坪之内一反」
沽却田地新立券文事

合壹段者

在河内国舟南郡野遠里卅二坪之内
四至本券面在之

右件田地者、源香相傳之領掌之田地也、而依有直要用、死現錢柒貫文相副本券肆通、限永年作手□官神子賣渡事明白也、但有限所當公事者、任庄傍例可弁進者也、仍為後證文新放券文之状如件、

弘安十年十一月十五日

四 定四郎土地売券

源香 (花押)

うりわたすちの事

合一所 さいしよあやのこうち

ひうかしのといひんかしのとい

よりハにしからすまろよりハひん

かしなカ□のほとみなミのつらなり、

くらよりハにしのよりのちの事也、

右件ちハ、ようようあるによりて、口四丈一尺九寸をくへ十八丈八寸なり、代せに四拾五貫文に、あきのあさりの御房へえいたいをかきりてうりわたしまいらするところしちなり、本けんてつきたしかにわたしまいらす、きやうこうたのさまたけあるへからす候、

正をう六年三月廿八日

定四郎

(花押)

五 源太郎明友請文

(端裏書)
「請人状」

管五郎作参段事、以直錢参拾貫文、限永代所被沽却實也、後日若不慮之外、遽乱出来之時者、為請人之沙汰、可令明沙汰、若猶不沙汰落居者、為請人之沙汰可令糺返本錢、其時或及遅く或致難澁者、不不嫌權門可被致呵法之責、雖然敢不可申子細者也、仍為後日證文之状如件、

嘉元参年潤十二月廿四日

源太郎明友 (略押)

九郎光吉 (略押)

右衛門尉久時 (花押)

六 寛成田地売券

(端裏書)
「しうとうどの

きやうてんうらるゝとき

元應「二八二」

契約申中御門町の西明房へ沽却田地廣溝肆段(幕九、下同シ)基副参段事

右於廣溝肆段者、寛成爲賣主、代錢参拾陸貫文天候、請取了、是、惣社經

田上田四段事天候、毎年段別所當米壹石御堂斗定、請祈百文、藁拾束、永

代無懈怠西明房へ可弁沙汰候、若此經田相違出来之時者、大御堂供僧得

分所當米才お天可弁沙汰候也、於基副参段者所當段別如前、西明御分仁被

沽却之上者、不可及子細候、兩方一紙之賣文天候間、如此契約申候也、

子孫不可背此契伏候、且賣文仁寛成加判形候上者、不及子細候、仍爲後

日状如件、

元應貳年八月二日

寛成 (花押)

七 はたの光吉屋敷畠地売券

(端裏書)

「むめつの九郎かやしきのさり状 かりやく四年三七」

さりたてまつるやしき畠の事

合老所者 在 むめつのくわんをん堂北

しゝさかいハ本けんにみえたり

右件やしきハ、九郎光吉か重代さうてんしりやうなり、ゑうようあるによて、四条ほりかわのあねんの御房ニ、本けんてつきらをあいそへて、しちにをきてひさしくなるといゑとも、うけ候へきちからなきあいた、はなち状をたてまつるところ實也、さらにのちのいらんわつらい申へからす候、仍はなち状如件、

嘉曆四年三月七日

はたの光吉 (略押)

八 西法請文

(端裏書)

「むめつの源次入道西法請文 嘉曆四八十一」

(別筆)
「百姓請状」

申請左馬れう田下さくしきの事

合貳段者 あさなはかま田

右田地者、先祖相傳之地也、然而亡父成願房之時草部宗成ニゆつり手早、宗成又藥王丸ニゆつる所に、藥王丸于時出雲 房慶舜より買めされ候了、且西法

御口入を申候あいた、建仁の讓狀壹通そへ進之上者、自然のわつらいいでき候へん時へ、手繼才調て可明申候、爰先祖のよしミふかく且便□地
 □下作職を申請候了、仍本年貢九斗四舛さた人□壹斗壹旨并定、勅傳馬代壹貫文御立用之上へ、一切地主ニかけ申へからず候、作人のさた申候てわきま多申へく候、地主御得分へ今年より毎年八斗淀開舛、藁十束けたいなくわきま多まいらせ候へく候、仍うけふミの狀如件、

嘉曆四年八月十一日

九 慶舜田地売券

西法 (花押)
(夫之)
 大吏大郎
(別筆)

沽却 私領田地事

合貳段者

在山城國葛野郡左馬寮領内

四至見本券 字号袴田

右田地者、童名 慶舜重代相傳之私領也、而依要用、直錢拾貳貫文、限永代、相副次第證文、空覺御房仁所令沽却實也、向後更不可有他妨、若稱本主有致煩輩者、為賣主口入人之沙汰、可明申者也、將又仕公家・関東、雖有御德政出来、事於此田地者、依彼法全不可悔返、仍為後日沽却狀如件、

嘉曆四年己酉八月十一日

慶舜 (花押)
 妙阿弥陀仏 (略押)
 虎女 (略押)
 口入人西法 (花押)
 口入人大夫太郎 (略押)

十 沙弥西法田地売券

(端裏書)
 一賣券 左馬寮大涌寺田字琵琶額事 元徳三二十六

賣渡 私領田地事

合大者

在葛野郡左馬寮内大涌寺田字琵琶額四至見本券

右件田地者、西法俗名經宗、相傳之私領也、而依有用、直錢八貫文相副本券一通、限永代、空覺御房所奉沽却之實也、雖可相副讓狀、依有自余地類不渡之、仍案文封裏所副渡也、向後更不可有他妨、若万一煩出来之時者、為賣主之沙汰、可明申之、尚若不事行者、以本錢一倍可糺返者也、縱又雖有御德政之法出来、事於此田地者、全不可悔返者也、仍為後日賣券之狀如件、

元徳貳年二月十六日

沙弥西法 (花押)
 同子息大夫太郎 (略押)

十一 梅津庄内守元名坪付

(端裏書)
 一守元名坪付

梅津庄近江殿御領内守元名主職之事

田在所 ナメツリ 壹段半 中野田 貳段
 散田 石ナ田ノスミ 大 貳段 中野ノカ原 貳段
 合壹町参段者 壹段小 ソノ野 壹段大 五條口 壹段
 畠在所 葛野ノ南ノ 大 三ノ宮ノ東 小 高ツキ 小
ナメツケリ 廿歩

右本所役、御米伍石六斗六舛貳合五夕、小公事物三月三百卅六文・五月五日七十文、七月十四日盆供 貳十 御旅廿四・さ、け百五十把、八月花用途貳百卅文・九月九日百卅六文、十二月節新木十八把・此外わら卅九・ぬか三俵・同廿八日四十五文、此外者更御公事なき下地也、

元徳貳年 庚午二月廿五日

藤原守元 (花押)

(裏書) 一合壹町参段者ノ裏ニアリ
 此内五条口一段大之内一段慈諒侍者買徳也 慈諒 (花押)
(裏書) 一畠在所ノ裏ニアリ
 此内タチ原フケ壹段買得来迎堂栖芳軒威海 (花押)
 此内タテ原フケ上町一段買得源采 (花押)

十二 慶雅田地売券

(端裏書)
一観音田之正文 小分 貞和三九卅」

賣渡

梅宮神領内御本地観音田事

合小者 字出口墓副

右件田者、依要用候、直錢貳貫文、限永代、所奉賣渡長福寺實也、但於
彼地者、本所當貳斗之外、雖一塵無方雜公事地也、末代更不可有煩候、
仍為向後明龜賣渡之状如件、

貞和三年九月卅日

慶雅 (花押)

尊有 (花押)

榮尊 (花押)

慶尊 (花押)

十三 藤原明王女畠地売券

奉沽却 山門御領山城國高田御庄内梅津

散在畠号源大夫名壹所事

合壹段者

右畠者、本主草部源四郎成時之自手、去正中三年十月之比、手繼證文未
をそへて、明王女買得領知所無相違也、而依有要用、以代錢伍貫文、所
奉沽却長福禪寺也、每年地子伍百文之外者万雜公事無之、於手繼文書者、
嘉曆四年三月六日夜強盜人のために被取畢、其段紛失状并本所御下知状
未分明也、依有類地不付進正文候、所奉副渡案文二通也、仍為後證文書
正文、御裏書をくわへられ候之上者、永代更不可有他妨之状如件、

貞和四年二月晦日

藤原明王女 (花押)

聖賛 (花押)

十四 僧英禪田地売券

沽渡

山城國葛野郡梅宮開發新田事

合參段者

四至 見本文書

右田地者、自梅津庄下司行覺之手、嵯峨成法身院買得相傳之地也、而以
直錢貳拾貫文、相副證文等 目六在別紙 所沽渡梅津長福禪寺也、次就此田地事
於近衛前関白家雖及訴訟、令沽却此地之上者、向後不可致訴訟、若替面
寄事於左右及奸訴者、可為罪科者也、仍沽券如件、

貞和五年九月八日

僧英禪 (花押)

沙門淨尊 (花押)

十五 經時田地売券

うりわたすしりやう田地の事

あきなたかあせとまうす

合貳段者 しゝさかいならひに本けりやう

けのねんくうしんけんこれ (と脱カ)

あり

右の田地ハ、經時ちう代さうてんのしりう也、しかるおようくあるに
よて、代ようとう十六貫文、ゑいたいをかきて、しやけのしんけんをあ
いそへて、三井のきみの御房きやうゆうにうりわたしたてまつるところ
しち也、もしきやうこうにをいてしそんとかうしていらんわつらいを申
ともからいてきたり候ハ、くはうにをいてさいくわに申をこなわれ候
へく候、かつうハふけうのしそんとあるへき物也、仍為後日こきやく状
如件、

文和二年八月十八日

うりぬし經時 (花押)

しんふ正ねき經清 (花押)

十六 僧祐円田地売券

沽却 私領田地事

合一所肆段内奇西壹段半字新御領内廣堤

四至堺限東溝 限南堤 限西仟佰 限北水寮

右所領田地者、僧祐圓重代相傳之私領也、而依有直要用、現錢拾貫文、成就寺且那如等比丘尼手繼相傳文書相制、限永代沽却申所實也、於彼名田者、不可有本所之當臨時課役者也、為其所役故自東二段半去進上者、更無煩儀者也、西壹段半名主得分之間、每年所當以壹石七斗定納米者也、自若本所万一煩申事候者、書分之文書等相制進上者、更無子細者也、其外親類兄弟他人妨不可有者也、若復彼外仁六年内不思儀煩出来候者、以本錢壹倍、為口入人藤太郎沙汰可還進者也、仍為向後龜鏡沽却狀如件、

応安四年辛亥十月廿三日

賣主僧祐圓(花押)

嫡子僧敵圓(花押)

次男 祐敵(花押)

請人藤太郎(花押)

十七 慈柏田地寄進狀

(端裏書)
慈柏知客寄進狀 馬可貳段作職土貢壹斛 文明肆季壬辰八月一日

奉寄進田地之事

合貳段者 在所者梅津下庄内字号馬司 四至者具見于賣券狀

右件田地者、為一親虛庵道清禪門 寬正貳年辛巳五月廿八日 兩靈月忌料、相副賣券貳通、梅津藏龍院江永代奉寄進之處實正明白也、但本所慈諒侍者知行也、聊無萬雜公夏、然作得分之土貢者、每年久我辨定段別五斗充以上壹斛分可被納之也、猶以於每年月忌日者、齋供無退轉遭營備者、施主願心可為本望者也、仍而為後日龜鑑寄進狀如件、

文明肆季壬辰八月一日

施主 慈柏(花押)